

フランス革命と財政議會主義（一）

小 沢 隆 一

目 次

- 一 はじめに
- 二 アンシャン・レジームにおける国家と財政
- 三 フランス革命前夜における財政議會主義の構想（以上本号）
- 四 フランス革命における財政議會主義の成立

一 はじめに

本稿は、フランス革命における財政に関する憲法上の原則とりわけ財政議會主義の原則の成立過程を考察するものである。財政活動すなわち公共の資金を調達し、管理し、使用する活動は、あらゆる国家の活動の基本的要素であり、その物質的裏づけでもある。それゆえ国家権力の創設の目的やその行使の方法を規定する憲法は、財政に関する原則をその重要な構成要素とする。わが国の憲法学においては、この憲法上の財政原則の意義を憲法の基本原理（主権原理・人権保障原理）との関わりの中で明らかにする研究が、近年、自覚的に展開されつつあるが、この研究を近代市民憲法の歴史的科学的検討を通じて行うという作業は、今だに多くの未開拓の分野を残しているように思われる。

私はこの作業の手がかりをまずフランス革命期の憲法理論・憲法制度の検討に求める。フランス革命は、それが絶対王制の財政危機をその直接的契機としていることもあいまって、新しい財政原則の確立を焦眉の課題とするものであった。そしてその過程で現れた諸憲法は財政原則に重要な位置づけを与えている。以下、フランス絶対王制の財政構造はいかなるものであったか、絶対王制下の階級対立の構造の中からどのような財政改革の構想が準備されたか、そしてどのような構想がフランス革命の過程で選ばとられ革命期の憲法の財政原則

へと結実していったか、を基本的なモチーフとして稿を進める。

二 アンシャン・レジームにおける国家と財政

1. 絶対王制の財政構造

フランス革命は、それに先行する絶対王制下の特殊な国家と財政の構造に規定された未曾有の財政危機を、その直接の引金としている。この革命による憲法原理の根本的な転換が財政原則の転換をその重要な構成部分としているのは、そのことに基因している。そこでこの革命を境とする財政原則の転換の意義を明らかにするためには、絶対王制の国家と財政の構造を検討しておく必要がある。

フランス絶対王制の国家と財政のあり方は、ごく概略的に言えば、家産国家という性格と社団国家という性格によって特徴づけることができる。家産国家とは、国家の首長が国家を構成する土地や人民を自己の所有する財産とみなす体制のことである。そこでは首長（君主）の私的な家計と国家の公的な財政とが分離しておらず、正確な記帳を欠く恣意的な財政運営も可能であった。フランス絶対王制の下では「売官制」(vénalité des offices)⁽³⁾が資金調達手段として横行したが、これは家産国家体制の最たる現れであった。他方、社団国家とは、君主が臣民を直接に統治するのではなく臣民の多様な階層に「社団」を構成させてそれを通じて支配を行う体制のことである。⁽⁴⁾絶対王制の下での聖職者 (clergé)・貴族 (noblesse)・都市 (ville)・パルルマン (parlement) などはいずれもこの社団にあたり、それらは多くの場合免税その他の特権を広く認められていた。この体制は、一方で封建的諸身分を社団という形で掌握することによって王権の影響力の浸透をはかるといふ面を持ちつつも、他方で王権から相対的に自立した社団の存在を承認することによって国家権力の凝集力の弱さを温存させるという面を有していた。

この家産国家と社団国家という二つの基本的性格に基づいて、フランス絶対王制の財政構造は次のような諸特徴を帯びることになる。⁽⁵⁾

第一に、絶対王制の拡大・強化にともなって租税は永続的に徴収されるようになり、王領地収入をしのぐ經常収入となっていく。その過程において、国王による租税徴収の目的を戦費調達などの例外的事項に限定し、その創設については臣民とりわけエタ・ジェネロー (États généraux) の同意によらしめる

という封建制の原理は、法観念としてはパルルマンなどを拠点として維持されるものの、現実にはほとんど実効性のないものとなっていく。

第二に、絶対王制下の租税は身分的・地域的の社団に対して複雑かつ広汎な免税特権を認めていた。たとえば、当時の直接税の中核をなす「タイユ」(taille)は聖職者・貴族を原理上免税扱いとしていた（貴族は剣をもって国王を助け、聖職者は祈りをもって助け、平民は金銭をもって助ける⁽⁶⁾）。また18世紀の初めごろから創設された「人頭税」(capitation)や「十分の一税」(dixième)・「五十分の一税」(cinquantième)・「二十分の一税」(vingtième)なども聖職者に「一括支払い」(abonnement)や「買戻し」(rachat)を認めたり、「自発的献金」(don gratuit)をもってそれにかえることを認めるなど実質上免税特権を導入していた。結局、当時の直接税は公共事業への無償奉仕である「賦役」(corvée)も含めてそのほとんどが農民の肩にのしかかっていた。間接税については、「塩税」(gabelle)・「エード」(aides)・「関税」(douanes)が「総徴税請負人」(fermiers généraux)という社団にその徴収を一括して委ねられた。そしてその苛酷な取立ては、これらの間接税の消費税という性格とあいまって民衆を苦しめた。このような税制は農民・都市民衆の疲弊を助長すると同時に税収の伸び悩みを生み出し、国王財政の危機を深化させた。そして王権は⁽⁷⁾拡大する財政需要に対応するために官職の売却・借入れなどの政策をとるが、それらはかえって財政赤字を増大させ、王権はますます総徴税請負人や「官職保有者」(officiers)などの社団への依存を強めていくという悪循環構造を生み出していった。

第三に、国王の私的な家計と国家の公的な財政が未分離である以上、国家の財政支出について臣民が同意権その他を行使して関与することはなかった。1781年に「財務総監」(contrôleur général des finances)のネックル(Necker)が行った財政報告は国王の支出行為を規制するという性格をもつものではなく、しかも正確な見積りと総合性を欠くものであった。その意味において近代的予算制度の端初をそこに見出すことはできない。また当時、「会計検査院」(chambres des comptes)という機関が公金私消を犯した者を処罰するという任務を与えられておかれていたが、これも十分に機能しなかった。その原因としては、国家財政についての正確な記帳がなされず、会計検査が行われる場合でも、統一性を欠き著しく遅延したことなどがあげられている⁽⁸⁾。

2. 国家・財政改革の諸構想

上述のような構造的特質を有するフランス絶対王制の国家と財政の変革を求める気運が、18世紀を通じて社会諸階層の中で醸成されていく。この「啓蒙の世紀」の改革構想のうちで最も典型的な潮流を、モンテスキュー(Montesquieu)・ケネー(Quesnay)・ルソー(Rousseau)の著作の中に見出すことができる。

モンテスキューに代表される潮流は、「権力が権力を抑制する」ように組織された「穏和な政体」(gouvernement modéré)の下で、社会諸階級(君主・貴族・ブルジョワジー)が均衡を保つ社会を構想するものである。彼の目に映る当時のフランスは、国王による専制と民衆の叛乱の脅威に曝された体制であった。⁽¹⁰⁾「法の精神」第11篇6章の中で描かれた国家構造は、裁判権の立法権および執行権からの分離、貴族と人民代表からなる二院型立法院、二院相互間および立法院と執行府(君主)との間の抑制・均衡の確保、などをその中心的原理とするものであり、⁽¹¹⁾両院には国王が要求する租税に対する同意権が与えられていた。⁽¹²⁾また彼の財政論では、貴族や聖職者の免税特権を批判する視点が希薄である。⁽¹³⁾これは当時の貴族身分の利益を基本的に代表するものであった。革命前夜、免税特権なき租税の創設を行おうとする王権は、特権身分の頑迷な抵抗に遭遇することになる。

フィジオクラシーの創始者であるケネーは、土地財産の純収益に比例する直接税の創設、農業生産の増大とそれを保障する合理的な大規模農業経営の創出、⁽¹⁴⁾商業の自由化、などを主張する。彼はこれらの政策によって「国民と国家の富の増大」をはかる。この富の増大は、人間が明証(évidence)によって自然法の運行を認識し、それを遵守することによって達せられる。⁽¹⁵⁾そして彼は、この富の増大を実現する政治体制として、民主政や権力均衡の体制などを排斥した上で、単一の主権を社会のあらゆる個人に対して優越する首長(chef)に委ねる体制を選択する。⁽¹⁶⁾しかし彼の改革構想が、その本質において農業生産の資本主義的発展と、それを保障する合理的な財政制度の確立を志向するものである以上、⁽¹⁷⁾それが持つ「絶対主義の外被」との矛盾を深めざるをえない。⁽¹⁸⁾彼のこの「売り手をもだました学説のレットル」は革命に結集したブルジョワジーの手によって剥ぎとられることになる。免税特権を排し直接税中心の租税体系を創出するという彼の構想は、絶対王制の打倒ののちに、革命期の税制によって実現されることになる。⁽¹⁹⁾

ルソーの理論は、封建的生産關係が維持されつつも小商品生産を媒介として資本主義的生産關係が生成されつつあった当時において、「二重の搾取」に苦しめられていた小ブルジョワ民衆層の利益を代弁するものとみなすことができる。彼は、「労働にもとづく所有」をそれが即「競争と対抗心」・「利害の対立」・「常に他人を犠牲にして自己の利益を得ようとするひそかな願望」を生み出すものとしてとらえる⁽²⁰⁾。このような労働にもとづく所有とそれの保障を目的とする権力についての否定的評価を前提として、自然権の全部譲渡にもとづく社会契約およびそれによる主権者の創設と所有の成立（契約にもとづく所有）がこれに対置される⁽²¹⁾。社会契約に先行する所有制度・自然権として財産権の存在はそこでは認められない。この社会契約は、その参加者に「自分自身にしか服従することなく、結合前と同様に自由である」ことを保障するものであり、そのために所有制度は、所有の不平等を「いかなる市民も他の市民を買うことができるほど裕かではなく身を売ることを強制されるほど貧しくない」という限度内に「立法の力」によってとどめることを要求される⁽²²⁾。ルソーは所有の極端な不平等を防止するこの「立法の力」を社会契約参加者の総体である人民に委ねる。人民の主権すなわち一般意思の行使は、単一不可分・不可譲であり代表されることはできない。そしてそれは社会構成員に対して絶対的権力を有する⁽²³⁾。主権は人民集会によって行使される。彼は主権行使に参加する資格に関して富の寡多を問題としていないだけでなく、民衆の統治能力にも期待をよせている⁽²⁴⁾。この主権者たる人民には財政についての決定権も留保されることになる。とりわけ租税制度が採用される場合には、租税とその用途についての議決権は人民集会が行使する⁽²⁵⁾。なおその場合の課税は「納税者の財産のみに比例してなされてはならず、彼らの条件の差異と彼らの財産の余剰との複比例によってなされなければならない」⁽²⁶⁾。要するに、これは富の不平等の拡大を防止する累進税の構想である。ルソーの議論は経済の資本主義的發展に敵対する性格を持っていた⁽²⁷⁾。

三 フランス革命前夜における財政議會主義構想

1. 革命前夜における財政問題

アメリカ独立戦争への援助はフランスの財政赤字を増大させた。1780年代に入るや王権の側からの財政危機克服の試みはにわかに活発となる⁽²⁸⁾。たとえば徴

税業務の合理化と安定した税収の確保を目的とした地方議会・「州議会」(assemblées provinciales)⁽³³⁾の設置、免税特権のない租税の創設⁽³⁴⁾、国家債務の部分的破産⁽³⁵⁾などが試みられた。しかしこれらの試みはいずれも、「名士会」(assemblée des notables)⁽³⁶⁾やパルルマンに結集した特権身分層や、膨大な国家に対する債権をかかえ込んだ「金利生活者」(rentiers)たちの反発に遭い次々に失敗に終わっていく。免税特権の廃止と新たな財政制度の樹立、これこそが当時の財政危機克服の成否を握る課題であった。そしてそのスローガンとしての正当性を、王権はもちろん、特権身分層ですらも正面から否定しえない状況がしだいに生み出されていく⁽³⁷⁾。しかしそれは社団国家体制に大きく依拠した絶対王制が自らなしうるところのものではない。こうしてこの課題は、その実現に自己の利益を見出す階層すなわちブルジョワジーによって担われることになる。

財政危機打開策を次々に阻止された王権は、ついに1788年8月8日、翌年5月にエタ・ジェネローを開催することを決定する。これに対してパリのパルルマンは、9月25日、「エタ・ジェネローの開催方法については1614年の方法によるべし」という決定を下した⁽³⁸⁾。このような情勢の中でブルジョワジーは、免税特権の廃止、エタ・ジェネローの第三身分議員倍数化、身分別投票にかわる頭数による投票の要求を旗印として自らを独自の政治勢力として結集させていく。彼らにとってきたるべきエタ・ジェネローは財政危機への対処にとどまらない「王国の憲法の改変」を実現する場であった。こうしてフランス革命における財政議会主義の成立の客観的条件が整えられていく。

2. シェイエスの財政議会主義の構想

シェイエス(Sieyès)は、フランス革命前夜におけるブルジョワジーの政治的自立と革命への結集をうながした最も注目すべきイデオログであり、その「第三身分とは何か」(Qu'est-ce que le Tiers État?)はあまりにも有名である。しかも彼は、この時期の他の著作において、財政改革の構想を、統治構造の変革そしてそれを基礎づける国家理論と結びつけて体系的に論じている。以下、この構想の概略を「1789年にフランスの代表者が処理しうる執行方法についての見解」⁽³⁹⁾(以下「見解」と略す。)および「S. A. S. オルレアン公爵によってバイアジュの代表者に与えられた訓令」⁽⁴⁰⁾(以下「訓令」と略す。)に従って検討する。

(1) 社会契約と租税の根拠

シェイエスは「見解」の中で社会契約説を用いて国家権力創設の弁証を行う。市民が租税の支払いを義務づけられる根拠は、この社会契約に求められる。

「あらゆる人間は……自分たちのために考え、意思決定を行い、他人と約束を結び、したがって法律を自らに課する生得の権利を有する」⁽⁴¹⁾。

「個人の意思は法律を構成することができる唯一の要素であること、正当な結合とは結合に参加した人々の意思以外に基礎を持ちえないこと、は疑う余地のないことである。……共通の需要をかなえるためには共同意思 (volonté commune) を必要とする。この意思は本来的に個別意思 (volontés particulières) の総体からの一般的産物でなければならない。そして恐らく、政治社会に結合したとされる多くの人々の最初の共同意思は、まさしくすべての個人の意思の総和である」⁽⁴²⁾。

「市民の自由とは、その人格的財産 (propriété personnelle) の行使とその物的財産 (propriété réelle) の使用を妨げられたり、不安にされたりしないことの確保に存する。市民の自由はあらゆる法律の唯一の目的である。……国民 (nation) のみに租税を承認する権利が帰属することは、一般に認められている。実際のところ租税の承認とはいかなるものであろうか？。それは、各市民に対して国家 (chose publique) の維持のためにその財産の一部を譲渡すること」⁽⁴³⁾を義務づけることである」。

「いかなる人も、あらゆる政治社会は共通の需要を持つこと、この需要をまかなうために市民大衆から受任者 (mandataires) という異なる階層を分離させなければならず、この人々と役務の総体が公共機関 (établissement public) と呼ばれるものを形成すること、を認めないわけにはいかない。この公共機関の費用は、その利益にあずかるすべての人々によって負担される。ここから租税が生まれてくる。……公共機関は、共通の需要のためにのみ、そして国民の共通の需要が求めるものに比例してのみ創設され、存在する」⁽⁴⁴⁾。

シェイエスの社会契約説が、プロプリエテ(プロパティ)の自然権としての承認、その一部譲渡を内容とする社会契約による国家権力の創設というロック (Locke) 流の理論を念頭においていることは、第三の引用文からうかがうことができる。⁽⁴⁵⁾ 彼は租税という形式による国家費用の調達方法をアブリオリに選び

とっている。彼の社会契約説は、ルソー流の全部譲渡説と異なり、一定の内容をもった私有財産制度をその論理的⁽⁴⁶⁾前提として見ることが出来る。租税は、社会契約締結の目的である市民のプロプリエテの保障の対価として、その目的の実現に必要な限度で（国民の共通の需要のためにのみ）支払われる。これ⁽⁴⁷⁾はいわゆる租税利益説の立場の表明である。

(2) 代表議会による財政権の独占

シェイエスは、社会契約参加者たる市民の数が多くなると市民全体が一堂に会して立法を行うことが困難になるということを根拠として、選挙された代議士⁽⁴⁸⁾からなる代表議会が立法権を行使する体制の必要性を説く。また「訓令」においてはそれを一歩進めて次のように述べている。「みなさんは立法権の行使を一人の人間にまかせる方が危険が少ないと見るだろうか？、何人かの大員あるいは何人かの貴族の方を好むだろうか？、騒々しく不安定に動く人民の民主政の方を良しとするだろうか？。代議政治の体制こそが自由を愛する社会契約参加者の団体にふさわしいものであり、より本当のことを言うならば、それが⁽⁴⁹⁾唯一の正当な統治であるということを認めよう」。

彼はこの代表議会に財政に関する決定権を包括的に帰属させる。「見解」においては、租税議決権・財政支出議決権・国債を設定する権限・会計検査権・財政業務に従事する官吏の任命権とそれに対する命令権が代表議会の権限として⁽⁵⁰⁾あげられている。またそこでの次のような議論も注目に値する。

第一は租税議決権の性格に関する議論である。シェイエスは、従来国王の要求する租税に対するエタ・ジェネローの同意を示す言葉として用いられてきた“octroyer”（承認する）を排斥する。「租税を『承認する』(octroyer)という表現は何を意味するのであろうか？。誰に対してなのか？。国民は、自らが公共の需要を握るという認識の上に立って、公共の収入を創設しなければならない。それは国民が従うべき要求ではない。そして、誰がこの要求を形成する権利を持ちうるのであろうか？。国民は誰にそれを期待するのだろうか？。国民は、なすべき共同の支出があるということ、そしてその支出は、数額(quotité)や存続期間について規定された租税によってのみ支払われるということを知るために、自分のもの以外の意見を必要とするのであろうか？。……公の租税を支払う諸個人は、自らまたはその代理人によってなされた契約(engagement)を履行しているのである。……自らに課税を行っている国民は必要な行

為を行っているのであって、国民は租税の総額について誰にもその決定を任せてはならない。かくして『承認する』という言葉とそれから派生するものはすべて政治学から永久に追放されなければならない⁽⁵¹⁾。ここでは、租税とは国王の求めに応じて国民が支払うものではなく、国民が自ら必要に応じて自らに課するものであるという考え方が明瞭に示されている⁽⁵²⁾。それはいわば、革命によって樹立される国民主権原理に対応する租税議決権の性格規定を先取りするものである。

第二に、議会の財政支出議決権は、その租税議決権と結合してそれに先行するものとして位置づけられている。議会における毎年の財政に関する作業は、まずあらかじめいくつかの小委員会で準備された財政収支についての案を議会の全体会が審議し、その後「公共支出のあらゆる部分的な対象について詳細に規定すること」、「この対象に帰属するべき収入の分担額をそれぞれ割当てること」、「租税によって創設されるべき総額を確認すること」、「分配の公平と国民の繁栄という原則の下で課税を行うこと」の順序で決定が行われることになっている⁽⁵³⁾。財政支出についての議決は、ここでは、租税その他の財政収入の議決と峻別された権限ではなく、それと結合するものであり、「租税は共通の需要のためにのみ創設されるべし」という要請に基づいて、租税議決に先行してなされるべきものとされているのである⁽⁵⁴⁾。

(3) 議会の構成と運営の方法

上述のように財政権限を付与された議会の構成とその運営のあり方についてシェイエスが「見解」で述べているところを見ておこう。

まず代議士の選出の方法については制限・多段階間接選挙制が構想されている⁽⁵⁵⁾。選挙制度のヒエラルヒーの基底をなす「聖堂区」(paroisses)の集会に参加する代議士の選挙権と被選挙権を持ちうる者は、年令と租税によって規定される⁽⁵⁶⁾。このような納税の有無による参政権の制限は「納税者株主論」によって正当化される。「官吏あるいは行政官、そして総じてすべての国家支出は毎年の納税者によってその費用が弁じられる。かくして納税者たる市民(citoyens contribuables)は社会という大きな企業の株主とみなされなければならない。彼らは、この企業に投資し、その主人であり、それが存在し活動するのは彼らのためである。その利益はすべて彼らの手に集められる⁽⁵⁷⁾」。

次に代議士とその選出母体との関係について。シェイエスは、代議士を「き

わめて短い任期をもって設定された代理人団 (corps de procureurs) ないし自由に選挙された代表者 (représentants choisis librement)」であるとして、その権力は委任者が自由に撤回できるものであると述べている。⁽⁵⁸⁾ ここには従来のエタ・ジェネローなどにおける代議士とその選出母体との関係を示す考え方が表明されている。しかし彼の代表議会の構想は、伝統的なエタ・ジェネローの構成原理を超えるものであることにも注意しなければならない。「市民の数が増大するにつれて、個別意思を比較対照させて、それらを妥協させて、一般的な願望を確認するというための市民が集会をもつことが困難となり、不可能にさえなった。そこで共同体をいくつかのディストリクト (districts) に分割し、各地区がその構成員の何人かにその議決を共同の会合の場に持ちよることを委任しなければならない。しかし票の単なる運搬人 (simples porteurs de votes) を派遣するという方法は本来的に有害であるということが、すぐに認識される。そこでは、代議士はその委任者の意見を小心翼翼と守ることを義務づけられ、自分たちの間で妥協を行うことができず、しばしば票の合計から一つの共同意思を引出すことが不可能となる。……新たに各ディストリクトの委任者に意見を諮ること、彼らに事の成行きを通知し、新たな命令を待ち、諸々の意見が共同意思を提示するまで同じやり方をくり返すことが、必要かどうかを考えなければならない。……このやり方もまた別の不便に陥りやすいであろう。それをすべて挙げることはできないが、あらゆる審議をだいなしにしかねないということを示すだけで十分であろう。……それゆえ共同体は、その受任者により多くの信任を与えることを決定する。共同体は、会合を開き、審議し、共同で意思を決定することを目的として、彼らに代理権を与える。こうして共同体は、単なる票のかわりに真の代表者を持つことになる」。⁽⁵⁹⁾ 議会は国王の諮問機関ではなく国民の共同意思の決定機関なのである。「各代議士は結合の全体を代表する」。⁽⁶⁰⁾ 「代表者、代理人によって共同意思を形成することのできる全国民が、立法権の全領域を行使する」。⁽⁶¹⁾

こうして国民の共同意思の形成をその任務とする議会の運営は、それにふさわしい方式によらなければならない。議会における審議・議決については、まず全体会議で討論を行った後、投票は各部局ごとに行われるが、最終的には各部局での賛否の票数の集計によって「人々が全体会議場から外に出ないかのよう

が確認される⁽⁶²⁾」という方式が予定されている。シェイエスは「第三身分とは何か？」（1789年1月公刊）の段階では、「頭数による投票」をきっぱりと打出すことになる。また議員の院内での活動について無答責、院内秩序維持のための独自の警察と裁判官の設置、国王の臨席の否定、国王の提案を議会に伝える使者の審議からの排除、議会自らによる議長⁽⁶³⁾の選出などによって議会の執行府からの独立の確保がはかられている。⁽⁶⁴⁾

（4）財政改革

シェイエスは「訓令」の中で租税負担の平等、三身分に共通に課されていない租税の廃止を提案している。⁽⁶⁵⁾「訓令」は、まさに開始されようとしているエタ・ジュネローへの代表者を選ぶ選挙にむけて書かれたものであり、当時同様の目的で各選挙区でつくられた「陳情書」(cahiers de doléances) は、特権身分が作成したものも含めて、その多くが租税負担の平等の要求を盛り込んでいた。⁽⁶⁶⁾特権身分は免税特権に固執することがより大きな変革をもたらすであろうことを感じとるようになっていた。これに対してシェイエスは、「第三身分とは何か？」において、租税負担の平等を認めようという貴族身分の提案の背後にひそむ「第三身分がエタ・ジュネローの場で『相当なもの』(queleque chose) になるという要求を妨害しよう」という意図に対する懸念を表明している。⁽⁶⁷⁾そして貴族身分に対して次のように答える。「あなた方は思恵として支払うのではなく、正義によって支払うのです。あなた方はそれをよしとするから支払うのではなく、支払わなければならないから支払うのです。私たちは、あなた方がかくも長い間無慈悲に扱ってきた身分に対する侮蔑的な慈悲の証しではなく、むしろ共通の法に服することを期待しているのです。しかしこの問題を議論しなければならないのはエタ・ジュネローの場です」。⁽⁶⁸⁾彼にとって租税負担の平等の実現という課題は統治機構の改革と不可分のものであった。

また彼は国家債務の部分的破産政策に対する猛烈な反対論者であった。「見解」の中では、市民が国家に対して持つ債権は土地や家と同様に神聖な財産権であって、それは国王はもちろん国民でさえも侵害することができないこと、破産政策と新税の創設とを比較するならば後者の方がまだましであって、それは債権者や利害関係者のみならず市民全体の利益となること、⁽⁶⁹⁾が述べられている。こうして彼は、絶対王制の財政紊乱の帰結であると同時に革命前夜の財政危機の原因でもあるこの膨大な国家債務を、新しい体制が「遺産」として引継ぐこと

を財産権の神聖不可侵の名において正当化する。⁽⁷⁰⁾

3. 小括

シェイエスの財政改革構想の特徴は、次のように要約することができる。

第一は、構想の「原理的部分」における近代的性格である。自らの人格と物的財産との所有主体である個人から出発して、社会形成の目的をそれら人格と財産の権利としての保障におき、その形成方式を個人意思の総和による共同意思の創出に求める。⁽⁷¹⁾この社会形成の目的と方式は、同時に租税支払いの根拠であり、租税議決の方式である。租税は市民の人権保障のためにその対価として支払われるものであり、その目的にみあう必要最小限の額を国民の共同意思によって（国民代表議会における議決によって）決定する。このような彼の理論は、免税特権の廃止、国王の課税権の否定（社团国家体制・家産国家体制の打破）というフランス革命の「政治的プログラム」の基礎づけとなるとともに、革命後の新しい国家構造にも対応しうるものであった。すなわち、シェイエスの⁽⁷²⁾描く国家は、その運営費をもっぱら租税と公債によってまかなうものであり、そこには、商品交換の論理に基づく自律的経済システムとしての市民社会から分離し無産化された近代国家（租税国家）のイメージが既に存在している。

またこのように市民の私的な財産権と国家の公的な課税権とが明確に峻別され対峙する体制の下で、財政に関する議決権全般が議会に委ねられている。その基礎には、国民主権論の「原基的形態」ともいべき社会契約説とともに、租税利益説が据えられているようである。租税がまかなうべき公共の需要は、国家創設の目的をはなれてありえない。国家創設の目的が市民の人権保障にある限り、公共の需要の詳細が明らかにされて、それが人権保障上有効であるか、財産権に対する不当な侵害となっていないかが確認されなければならない。こうして租税利益説は、財政収支の議決権の統一的把握を可能にする。⁽⁷³⁾

第二は、構想の「具体的部分」における現状肯定的ないし保守的性格である。それはまず所有論と財政構想との関わりにおいて確認することができる。シェイエスは、公債の取扱いに端的に示されるように、絶対王制下での特権身分の⁽⁷⁴⁾既得財産も財産権の神聖の名において擁護する。また彼にとって所有の「権利としての平等」とその「事実上の不平等」とは両立する事柄である。このような所有論を前提とする限り、一部譲渡説的に構成された社会契約説とそれに基づく租税利益説は、租税として徴収される部分を除く既得財産の使用・収益・

処分の無制限の自由を引き出すものとなる。それは租税負担の平等の実現以外⁽⁷⁶⁾に何らの所有制度に対する変更をもたらさない。

また彼は租税利益説を逆手にとって納税者株主論を展開する。これによって、彼の議論の入口においては「すべての個人」に対して開かれていた社会契約参加者は、将来の租税制度の下での「納税者」という形に限定的に再規定されて現実の政治の舞台にあらわれる。特権身分は、租税負担の平等を通じて「納税者たる市民」に生まれかわる。

結局、シェイエスの財政改革構想は、その政治理論・憲法理論としての卓越した近代的性格と、それを経済生活・政治生活の現実引きおろした際の保守的性格との分裂によって特徴づけられる。そしてそうであるがゆえに、当時の国民の中の多様な階層を無定型な「第三身分」にまとめあげ、彼らの革命への結集を促すことに成功したということができよう。

(注)

- (1) 北野弘久『憲法と税財政』、三省堂、1983年、手島孝「財政」、手島他『現代の経済構造と法』、筑摩書房、1975年、吉田善明『現代憲法の構造』、勁草書房、1979年、日本財政法学会編『予算過程の諸問題』、学陽書房、1984年、参照。
- (2) 田上穰治編『体系憲法事典』、青林書院新社、1968年、13頁。マックス・ウェーバー『支配の社会学Ⅰ』世良晃志郎訳、創文社、1960年、154頁以下も参照。
- (3) R. Mousnier, *les institutions de la France sous la monarchie absolue* 1598-1789, tome 2, 1980, P38参照。
- (4) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』、木鐸社、1979年、柴田三千雄『近代世界と民衆運動』、岩波書店、1983年、84頁以下参照。
- (5) とりあえず以下を参照した。R. Stourm, *Cours de finances le budget*, 1906; G. Jèze, *Traité de science des finances le budget*, 1910; A. Esmein, *Cours élémentaire d'histoire du droit français*, 1905; Fr. Olivier-Martin, *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, 1948; M. Marion, *Les impôts directs sous l'Ancien Régime*, 1910; J. Ellul, *Histoire des institutions*, t. 4, 1956; E. Besson, *Le contrôle des budgets en France et à l'Étranger*, 1901; 森恒夫『フランス資本主義と租税』、東大出版会、1967年、
- (6) Esmein, op. cit., p 555。
- (7) 常見孝「一七世紀中葉におけるフランス絶対王政の財政問題―」、『史学雑誌』、第82編第3号、1973年、15頁以下参照。
- (8) Besson, op. cit., p. 207et. s.

- (9) Montesquieu, De l'esprit des lois, 1748, Livre11, chapitre 3・4・6, 使用テキスト *Oeuvres complètes de Montesquieu*, Publiées sous la direction de M. André Masson, paris, Nagel. 3vols., 1950-55, 根岸国孝訳『モンテスキュー 法の精神』, 河出書房新社, 1974年。なおモンテスキューの憲法理論については, 古賀英三郎『人類の知的遺産39 モンテスキュー』, 講談社, 1982年, 三辺博之「モンテスキューの政治思想の方法的基礎とそのイデオロギー論的構造—十八世紀フランス政治思想史におけるモンテスキューの位置と特質—(1)(2)(3)(4・完)」, 『国家学会雑誌』, 第76巻第11・12号, 77巻1・2号, 78巻1・2号, 1963-64年, C.Eisenman, "l' « Esprit des lois » et la separation des pouvoirs" *Mélanges R. Carré de Malberg*, 1933; "La pensée constitutionnelle de Montesquieu", *La pensée politique et constitutionnelle de Montesquieu Bicentenaire de l'Esprit des lois 1748 - 1948*, 1952, を参照。
- (10) S. Goyard - Fabre, *La philosophie du droit de Montesquieu*, 1973, P. 340.
- (11) De l'esprit des lois, livre 11 chap. 6, *oeuvres complètes*, t. 1, vol. 1, p. 207 et. s.
- (12) *ibid.*, p. 219,
- (13) 木崎喜代治『フランス政治経済学の生成』, 未来社, 1976年, 94頁, 古賀英三郎「一八世紀初頭のフランス社会の危機とその対策—1715～18年の諸提案とモンテスキューをめぐる—(完)」, 『一橋大学社会学研究』11号, 1971年, 339頁以下参照。
- (14) F. Quesnay, *Maximes générales du gouvernement économique d'un royaume agricole*, 1767, (以下Maximes と略す) 5・13・14・15・25, 使用テキスト *Collection des principaux économistes*, t. 2. *physiocrates partie 1*, avec introduction de E. Daire, 1846.
- (15) Quesnay, *Le droit naturel*, 1765, *Collection des principaux économistes*, t. 2. p. 55.
- (16) Quesnay, *Despotisme de la Chine*, 1767, *Oeuvres économiques et philosophiques de F. Quesnay*, publiées par A. Oncken, paris, 1888, pp. 638 - 639; *Maximes 1*, *op. cit.*, p. 81.
- (17) ケネーは絶対王制の財政制度の弊害を, 農業生産の前払に食い込み富の再生産を阻害する恣意的な租税および徴税費, 貨幣的富を生産活動に還流させない売官制や公債制度に見出す。*Maximes*, note 6, note 7・30, *op. cit.*, pp. 87-88・104.
- (18) 平田清明『経済科学の創造』, 岩波書店, 1965年, 202頁以下, 河野健二『革命思想の形成』, ミネルヴァ書房, 1956年, 56頁以下参照。
- (19) 革命期の税制については次稿で検討する予定である。
- (20) 当時の民衆層の状況については, A, ソブール, 山崎耕一訳『大革命前夜のフランス』, 法政大学出版局, 1982年, H. セー, 宮崎洋訳『フランスの社会構造 18世紀における』, 法大出版局, 1971年, 参照。

- (21) J.J.Rousseau, Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes, 1755, *Oeuvres complètes de J.J. Rousseau III du contrat social écrits politiques*, Bibliothèque de la pléiade, 1964 (以下, O, C, IIIと略す), P. 175, 小林善彦訳「人間不平等起原論」, 『ルソー 世界の名著36』, 中央公論社, 1978年, 164頁。
- (22) *ibid.*, pp. 177 - 178, 邦訳 166 - 167頁。
- (23) Rousseau, Du contrat social, 1762, Libre 1, chap. 6・7・9, O. C. III, pp. 360 - 367, 井上幸治訳「社会契約論」, 前掲『世界の名著』, 241 - 249頁。
- (24) *ibid* O.C.III, p 360, 邦訳 241 - 242頁。
- (25) *ibid*, Libre 2, chap.11, O, C, III, pp. 391 - 392, 邦訳 272頁。
- (26) *ibid.*, Libre 2, chap. 1・2, O. C. III, pp. 368 - 371, 邦訳 249 - 252頁。
- (27) 「精神的な事柄における可能性の限界は、われわれが考えるほど狭いものではない。この限界を狭めているのは、われわれの無力、悪徳、偏見である」*ibid.*, Libre 3, chap. 12, O. C. III, p. 425, 邦訳 308頁。
- (28) ルソーは「コルシカ憲法草案」の中で、国家財政の基礎を人民の賦役に求める構想を立てている。projet de constitution pour la Corse, O.C. III, p. 932, 木崎喜代治訳『コルシカ憲法草案』, 未来社, 1979年, 66-67頁。
- (29) Rousseau, Discours sur l'économie politique, 1755, O, C, III., p. 265, pp. 269 - 270., 河野健二訳『政治経済論』, 岩波文庫, 1951年, 46・53頁。
- (30) *ibid.*, O. C. III. p. 273, 邦訳 58頁。
- (31) ルソーの所有論については、阪上孝「ルソーにおける所有と共同体」, 『京大人文学報』, 第27号, 1968年, 同「ルソーとブルドーン所有と共同体」, 桑原武夫編『ルソー論集』, 岩波書店, 1970年, 浦田一郎「シェイエスの人権論—労働による所有論を中心に」, 『一橋論叢』第78巻第6号, 1977年参照, なおフランス革命期の農民運動の「反資本主義的な傾向」については, G. ルフェーブル, 柴田訳『フランス革命と農民』, 未来社, 1956年参照。
- (32) 小林良彰『フランス革命の経済構造』, 千倉書房, 1972年, 199頁以下参照。
- (33) Mousnier. *Les institutions de la France sous la monarchie absolue* 1598 - 1789, t. 1, 1974, p. 486 et. s.
- (34) 1787年, 財務総監の職にあったカロンヌ (Calonne) とブリエンヌ(Brienne) は, あいついで「土地上納金」(subvention territoriale) の創設を提案したが, それぞれ名士会・バルルマンの反対にあう。Marion, *Histoire financière de la France depuis* 1715, t.1, 1927, p. 387 et.s., pp.406 - 407 参照。
- (35) *ibid.*, pp. 428 - 429.
- (36) 1787年2月22日から同年5月25日にかけて開催された。その権限と構成については, Esmein, op. cit., pp. 514 - 518 参照。
- (37) M. Vignes, *Histoire des doctrines sur l'impôt en France*, 1909,

- p. 493 et. s. ; Marion, op. cit. Histoire, p. 440 参照。
- (38) A Brette, *Recueil de documents relatifs à la convocation des états généraux de 1789*, t.1, p.28.
- (39) E.J. Sieyès *Vues sur les moyens d'exécution dont les Représentants de la France pourront disposer en 1789*, 1788年8月執筆, 1788年末から翌年初頭にかけて公刊, この点については, p. Bastid, *Sieyès et sa pensée*, nouvelle ed. 1970, p. 316 参照。
- (40) *Instruction donnée par S. A. S. monseigneur le duc d'Orléans, A ses Représentants aux Bailliages*, 1789年2月公刊, 「訓令」とそれについての「考察」(Délibérations) からなる無署名の論文であるが, 「考察」の部分がシェイエスの作品であることは疑いが無い。p. Bastid, op. cit. p. 317 参照。
- (41) op. cit. *vues*, p. 14.
- (42) *ibid.*, p. 17.
- (43) *ibid.*, pp. 11-12.
- (44) *ibid.*, pp. 42-43.
- (45) ロックの理論については, J. Locke, *Two treatises of government*, 1690, chap. 5・9, 鶴飼信成訳『市民政府論』, 岩波文庫, 1968年, 31頁以下・127頁以下参照。
- (46) この点についてはルソーの次の言葉が示唆的である。「社会の基礎を検討した哲学者たちは, 誰もが自然状態にまでさかのぼる必要があると考えたが, しかし彼らのうち誰もそこへは到達しなかった。……どの人もたえず欲求, 貪欲, 圧迫, 欲望, 傲慢について語りながら, 自然状態のなかに彼らが社会の中で得た観念を持ち込んだのである。彼らは未開人について語り, しかも文明人を描いていたのである」。Rousseau, op. cit. *Discours sur l'origine, O. C. III*. p.132 邦訳 119 頁。
- (47) 租税利益説とは, 国民が支払う租税を国家活動から受ける利益の対価とみなす考え方を言う。これについては, 島恭彦『財政学概論』, 岩波書店, 1963年, 81頁以下, 坂入長太郎『財政思想史』, 酒井書店, 1979年, 北條喜代治「租税利益説の生成」, 『京大経済論叢』第96巻第2号, 1965年参照。
- (48) op. cit. *vues*, p. 19 et. s. • p. 116.
- (49) op. cit. *instruction*, p. 65. なおシェイエスは, 人民民主政に対する敵対的態度を革命勃発後も表明している。Discours de l'abbé Sieyès sur la question du veto royal, à la séance du 7 septembre 1789, *Archives parlementaires de 1787 à 1860*, sous la direction de J. Mavidal • E. Laurent et E. Clavel, 1ère, série, t. 9, p. 594.
- (50) op. cit. *vues*, p. 72. p. 104 et. s., pp. 136 - 137.
- (51) *ibid.*, pp. 46-47.
- (52) 公債の設定も同様の位置づけが与えられている。「国民の名において借入れをする権能は国民にのみ帰属する」。*ibid.*, p. 72.
- (53) *ibid.*, pp. 104 - 111.

- 54) シェイエスは「訓令」の中で次のように述べている。「債務の利子を差引いた実際の収入は、公共施設の支出にみあうべきこと」、「不必要な支出はすべて廃止されるべきこと」。op. cit. instruction, p. 50. また訓令本文には「租税は、国債の範囲が確認され、国家の支出が審査され、規定されなければ承認されない。」という規定が見られる。ibid., p. 6.
- 55) op. cit. *vues*, p. 124 et. s.
- 56) ibid., p. 125.
- 57) ibid., p. 113. なお同様の見解は、1789年7月の段階でも表明されている。préliminaire de la Constitution; reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et citoyen, A. P. 1^{ère} S., t. 8, p. 259.
- 58) ibid., p. 21・116.
- 59) ibid., pp. 19-21. 同旨, op. cit. *instruction*, p. 60 et. s., この点については、浦田「革命初期シェイエスの憲法思想」、『一橋論叢』,第73巻第2号,1975年,26頁参照。
- 60) op. cit. *vues*, p. 22.
- 61) ibid., p. 23.
- 62) ibid., p. 87.
- 63) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers États ?*. paris, chez Alexandre correard, 1822, p. 109. et. s., 大岩誠訳『第三階級とは何か他二篇』,岩波文庫, 1950年, 86頁以下。
- 64) op. cit. *vues*, pp. 75-80.
- 65) op. cit. *instruction*, p. 36. pp. 48-49.
- 66) B. F. Hyslop, *A guide to the general cahiers of 1789*, 1968, p. 66・90. ; Vignes, op. cit., p. 486 et. s. 参照。
- 67) *Qu'est-ce que le Tiers États ?*, p. 124, 邦訳, 66頁。
- 68) ibid., pp. 126-127, 邦訳, 67頁。
- 69) op. cit. *vues*, pp. 67-70.
- 70) R. Zapperi, "Introduction de *Qu'est-ce que le Tiers États ?*", *Qu'est-ce que le Tiers États ?*, édité par Zapperi, Libraire Droz, Genève, 1970, pp. 26-27. 浦田前掲『一橋論叢』73巻2号論文, 22-24頁参照。
- 71) ただし社会契約締結後の共同意思形成は、多数決による。op. cit. *vues*., pp. 17-18.
- 72) シェイエスにとって公務と私的労働とは分業の体系の中に位置づけられている。「社会が生産や商業の技術を発展させるにつれて、国家に関わる労働は、私的な労働と同様に、より安価により効率よくされるためには、それを自分の排他的な職業とする人によって行わなければならないということが認識される」。ibid., p. 113.
- 73) 三木義一「納税の義務」, 杉原泰雄編『講座・憲法学の基礎2 憲法の基礎概念II』, 勁草書房, 1983年参照。

- (74) ただし公務（官職）は所有権の対象とならない。op. cit. *vues*, p.114.
Qu'est-ce que, p. 94. 参照。シェイエスの家産国家体制に対する批判は徹底している。
- (75) Sieyès, op. cit. Préliminaire, A. P. 1ère S., t. 8, p. 257.
- (76) ザッペリは、シェイエスの租税改革論が問題の政治的側面に固執しており、その点においてケネーの議論と異質であることを指摘する。Zapperi, op. cit., pp. 21-24.